

関税定率法の学習ポイント

片山立志先生

関税定率法

第1条(趣旨)

この法律は、**関税の税率**、関税を課す場合における**課税標準**及び**関税の減免**その他関税制度について定めるものとする。

- ① 関税の税率
- ② 課税標準 → 課税価格
- ③ 関税の減免・戻し税
- ④ その他(特殊関税: 相殺関税・不当廉売関税)

課税価格に関する問題

出題 予測

例年の実績から見て

関税法等の科目 理論問題

実務科目

実務的な理論問題

計算問題

NACCSによる輸入申告

課税価格の攻略法

輸入売買取引を前提とする。

基本的な考え方

「日本に到着するまでの運賃、海上保険料を含めた価格」……CIF価格



例えば

買手が無償で提供した部分品など

商標権や著作権などの使用料などが

加算される。

課税価格の構成

現実支払価格（通常は、仕入書（インボイス）価格）

+

加算費用

（現実支払価格に含まれていない場合）

—

控除費用

（現実支払価格に含まれている場合）

=

課税価格

たとえば

- 仕入書価格(FOB価格) 1,230,000円
 - 輸入取引のために買手が負担したもので、仕入書には、含まれていない価格
 - a)輸出港から輸入港までの運賃 230,000円
 - b)輸出港から輸入港までの保険料 150,000円
 - c)本邦における関税・消費税 143,000円
 - d)本邦国内運送費用 60,000円
- の課税価格は、いくらでしょう？

課税価格

- 仕入書価格(FOB価格) 1, 230, 000円
- 輸入取引のために買手が負担したもので、仕入書には、含まれていない価格
 - a)輸出港から輸入港までの運賃 230,000円
 - b)輸出港から輸入港までの保険料 150,000円
 - c)本邦における関税・消費税 143,000円
 - d)本邦国内運送費用 60,000円

$1,230,000円 + 230,000円 + 150,000円 = 1,610,000円$

∴ 課税価格 1, 610, 000円

通常取引の場合

- 通常取引

- ☆ 現実支払価格を基準として課税価格を決定

- 輸入港到着までの運賃、保険料等運送に関連する費用、仲介手数料、輸入貨物の包装・容器の費用等が、課税価格算定上、加算される。

取引が輸入取引でない場合

輸入取引→ 売買契約→課税価格の決定の原則による。
→関税定率法4条1項

それ以外

贈与契約、リース契約、賃貸借契約など

→課税価格の決定の原則によることはできない。

しかし、加工賃方式の委託加工貿易契約の場合は、委託者を買手、受託者を売手とみなして課税価格の決定の原則により課税価格を決定できる。

特別な事情

売買契約であっても

課税の公平

- ←現実支払価格を課税価格にするのは、公平性に欠けるとする場合



特別な事情



「課税価格の決定の原則」によることはできない。

課税価格の決定の原則 が使えない場合

- 1、輸入貨物と同種の貨物の取引価格から課税価格を決定
- 2、輸入貨物と類似の貨物の取引価格から課税価格を決定
- 3、輸入貨物もしくは輸入貨物と同種又は類似の貨物の国内販売価格から課税価格を決定
- 4、輸入貨物の製造原価から課税価格を決定
- 5、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

関税の減免税・戻し税

- 再輸入にかかる減免税
本邦→外国→◎本邦
◎は、無条件
- 再輸出にかかる減免税・戻し税
外国→A本邦B→外国
Aは、解除条件付き
- 無条件免税
- 再輸出免税
- 特定用途免税

関税定率法の攻略法

課税価格の分野

- ① 課税価格に決定の原則を計算をしながら徹底的に体で覚える。
- ② 課税価格に加算するものしないものを知るために徹底してテキストの計算問題を自分のものにする。→5年間の過去問は少なくともできるように。
- ③ 課税価格の決定の原則を使って計算できない場合について理論、計算両方できるようにする。

減免税の分野

- ① 減免税の要件を頭に入れる。
- ② それぞれの戻し税の要件の相違点をおさえる。
- ③ (輸入時と同一状態で再輸出される戻し税と違約品などの再輸出の場合の戻し税は、とくに重要)

過去問→温故知新